

広島県告示第九百一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定によって、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 申請の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）	株式会社 西部興産 代表取締役 吉松 錫一
申請者の住所又は主たる事務所の所在地	広島県山県郡北広島町南方二二六九番地二

二 申請年月日

平成二十二年七月二十日

三 申請の内容

1 産業廃棄物処理施設の設置の場所

広島県山県郡北広島町南方字八重鹿三四五六番三他

2 産業廃棄物処理施設の種類

安定型産業廃棄物最終処分場

3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉱さい（石綿含有産業廃棄物の熔融処理生成物に限る）

四 当該申請に係る申請書類等の縦覧の場所、期間及び時間

当該申請に係る産業廃棄物処理施設設置許可申請及び当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類について、次のとおり縦覧に供する。

1 縦覧場所

広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課、安芸高田市八千代支所及び北広島町

町民課

2 縦覧期間

平成二十五年十二月十二日から平成二十六年一月十四日まで。ただし、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に規定する県の休日を除く。

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

五 意見書の提出先及び提出期間並びに意見書に記載すべき事項

当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定によって、次の

とおり生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書の提出先

〒七三〇―〇〇一一 広島県広島市中区基町一〇番五二号 広島県西部厚生環境事務
所広島支所衛生環境課

2 意見書の提出期間

平成二十五年十二月十二日から平成二十六年一月二十八日まで。ただし、広島県の休
日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に規定する県の休日を除く。

3 意見書に記載すべき事項

- (一) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務
所の所在地）
- (二) 意見書の対象となる申請の概要（前記一、二及び三に掲げる事項を記載すること。）
- (三) 当該施設の設置に関する利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見